

小田原市監査委員公表第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第7項の規定に基づき指定管理施設監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和4年11月28日

小田原市監査委員 数 馬 勝

小田原市監査委員 近 藤 正 道

小田原市監査委員 楊 隆 子

# 令和4年度指定管理施設監査の結果に関する報告書

## 第1 監査の基準

本監査は小田原市監査基準(令和2年小田原市監査委員告示第1号)に準拠して実施した。

## 第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第7項の規定による監査

## 第3 監査の対象

- 1 公の施設の管理に係る市の指定、財務その他の事務の執行
- 2 指定管理者の出納その他の事務の執行
- 3 施設の管理及び運営

(令和3年度執行分を対象とするが、市の指定事務は平成30年度以後のもの、現金管理は監査実施期間のもの、施設の管理・運営は令和2年度及び4年度を含む。)

対象施設 おだわら市民交流センター(小田原市栄町一丁目1番27号)  
所管課 地域政策課  
指定管理者 小田原市事業協会・市民活動を支える会共同事業体

## 第4 監査の目的

- 1 公の施設の管理に係る市の指定、財務その他の事務の執行が法令に適合し、かつ、正確であるか
- 2 指定管理者の出納その他の事務の執行が当該施設の指定管理の目的に沿って行われているか
- 3 当該施設の管理・運営が経済的、効率的かつ効果的であるよう努めているか

## 第5 監査の着眼点

上記第4の監査の目的事項を検証するため、施設の特性、委託する事務の内容を踏まえて識別・評価した下表左の監査対象の重要リスクに対し、下表右の着眼点により監査を行った。

	重要リスク	着眼点
1	指定管理に関する手続が適正に行われないうリスク	[所管課] ・指定管理者の指定手続、協定書の内容、利用料金決定の手続は適正か
2	施設の目的が達せられないリスク	[指定管理者・所管課] ・利用者の状況は施設の目的どおりか
3	利用者の安全が確保されないリスク	[指定管理者] ・利用者の安全が確保されているか [所管課] ・監督体制がとられているか [指定管理者・所管課] ・災害避難所としての体制が整っているか

4	個人情報 that 適正に管理されないリスク	[指定管理者] ・ 個人情報は適正に取り扱われているか [所管課] ・ 監督責任を果たしているか
5	施設目的・指定目的に沿った経理・契約がされないリスク	[指定管理者] ・ 指定施設の管理に係る経理はその他の業務に係る経理と区分されているか ・ 利用料金の取扱い、会計処理は適正か [所管課] ・ 指定管理料の支出事務は適正か ・ 監督責任を果たしているか [指定管理者・所管課] ・ 第三者へ再委託している場合は、内容・手続は適正か
6	指定管理者による管理・運営のメリットが発揮されないリスク	[指定管理者] ・ 民間事業者の創意工夫が発揮され、良質な公共サービスの提供がもたらされているか ・ 利用者等の声が把握されているか [指定管理者・所管課] ・ 利用料金制のメリットが発揮されているか
7	事業について、見直しが行われず、改善の機会が損なわれるリスク	[指定管理者・所管課] ・ 協定書等に定める評価・報告が行われているか [所管課] ・ 報告されたものを評価し、事業の見直し・改善を行っているか

## 第6 監査の実施内容

指定管理施設に関する決裁文書、協定書、事業計画書、事業報告書、収支報告書、帳簿、会計伝票等の提出を求め、監査の着眼点を踏まえて抽出によりそれらの閲覧、証憑との照合を行うとともに、市関係職員及び指定管理者からの説明聴取及び現地調査を行った。

## 第7 監査の結果

- 1 上記第1から第6までの記載事項のとおり監査した限り、下記の事項を除き、公の施設の管理に係る市の指定、財務その他の事務の執行は重要な点において法令に適合し、正確であり、また、指定管理者の出納その他の事務の執行は重要な点において当該施設の指定管理の目的に沿って行われていると認められた。

### [除外事項]

#### (1) 災害避難所としての体制について

「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」「風水害発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書」に基づく指定管理者の避難場所等の開設及び運営への対

応については、基本的な流れはマニュアル化されているが、市は指定管理者に対し、連絡体制や個別具体の対応内容（施設利用中の利用者への対応なども含む）についてもマニュアルに記載するよう指導し、指定管理者と市との間で共有する必要がある。

## (2) 個人情報の管理体制について

指定管理者は個人情報の取り扱いに関するマニュアルを作成していたが、当該マニュアルには、取り扱う個人情報の範囲や実施手順など詳細な事項については記載されておらず、従事者には詳細な事項を口頭で周知しているとのことであった。また、市は指定管理者による個人情報の取り扱い状況を実地調査で定期的に確認していたが、取り扱いの基準となるものが明確な形で存在していない状態で取り扱いを確認していた。

市は指定管理者が作成したマニュアルの内容を検証するとともに、取り扱う個人情報の範囲や実施手順など、従事者全員が適正に個人情報を取り扱うのに必要な事項を指定管理者に定めさせる必要がある。

また、市が指定管理者による個人情報の取り扱い状況を確認する際には、定められた基準に沿って取り扱われているかについて確かめることにより、実効性を高めることが求められる。

## (3) 収支決算書の検証について

指定管理者から提出された令和3年度収支決算書の計数には誤りがあったが、市は計数が正確であることの検証を行っていなかった。誤りの金額自体は結果的に決算規模からすると大きなものではないが、その把握ができていないことは懸念される点である。収支決算は施設の指定管理のあり方や指定管理料の見直しをするための基礎となる情報であり、その内容が正確であることは確かめておく必要がある。

また、是正又は改善を要するものとして指摘すべき事項が上記の事項以外に認められたので、以下に記載する。

### (1) 協定書に定める報告について

基本協定では、指定管理者は年2回以上利用者の需要を把握し、その結果を報告書で市に報告するものとしている。報告書には、施設の貸館機能については把握した需要が記載されていたが、施設に期待される6つの中間支援機能については、一定の需要把握はされていたものの報告書に記載されていなかった。

当施設にとって、6つの中間支援機能は重要であることから、市は6つの中間支援機能についての需要把握の結果とその対応等についても指定管理者に記載させるよう指導する必要がある。

上記のほかに、利用者の安全の確保について意見があるので、以下に記載する。

傷病者の救急体制は一定の整備がされているが、例えば傷病者の状態確認をするためには血圧計が備えられているとより良く、その点も含めて備えが十分かをもう一度確認することが望まれる。

2 当該施設の管理・運営が経済的、効率的かつ効果的であるよう努めているかについては、上記第1から第6までの記載事項のとおり監査した限り、下記のとおり改善を要するものとして指摘すべき事項が認められた。

(1) 指定管理者の報告に対する市としての評価について

年度事業報告書及び施設管理運営状況の評価に係る報告書については、附属機関である市民活動推進委員会による第三者評価を実施し、その結果を公表していた。第三者評価を実施し、その結果を公表している指定管理施設は本市において他になく、その点においては評価できる。

一方で、市としての自己評価はまとめられているものの、指定管理者から提出された報告書に対する市としての検証・評価の結果は記録されておらず、報告書の内容を受けた自己評価がされていないように見える。

指定管理者が行った管理運営について、市がその成果を評価したうえで事業の見直し・改善をすることが、より良い指定管理につながることから、評価の内容・方法について検討が必要と考える。